

特定健診を 受けられましたか？



当該年齢の被扶養者には、健診を受けるための受診券を5月にお送りしています

40～74歳の方を対象にメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定健診が義務化されました。被保険者のみなさんだけでなく、当健保組合の被扶養者も、その対象となっています。

健保組合では、当該年齢の奥様や対象となる方のいらっしゃるご家庭に、健診を受けるときに必要な受診券をお送りしています。まだ、受診されていない方がいらっしゃいましたら、お早めに受けられますよう、おすすめいたします。

受診券発行の 対象となっている方

今年度（平成30年4月～平成31年3月）に40歳以上の方で、平成30年4月1日に当健保組合に加入されている被扶養者です。

健診を受けられる 医療機関

原則として、当健保組合が指定している健診機関となります。**受診券**と一緒に送付した実施機関案内から最寄りの健診機関を選び、電話で予約していただきます。受診方法等については、お送りした案内文書をご覧ください。

パート先で 健診を受けられた方

お勤めのパート先などで特定健診を受けられた方、受ける予定の方は、健診結果通知を当健保組合まで提出していただきます。健診結果通知をもらって、まだ健保組合に提出していない方は、ご提出ください。

※特定健診の実施主体が健保組合（医療保険者）となったため、当健保組合の被扶養者は、原則として健保組合実施の健診を受けることになります。がん検診等は引き続き受けられますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

特定健診の 健診内容

主にメタボリックシンドロームを見つけるための健診項目となっています。
健診の結果、メタボのリスクが高い人については、特定保健指導を受けることになります。

- 質問票（服薬歴・喫煙歴など）
- 身体測定（身長・体重・腹囲・BMI）
- 理学的所見（身体診察）
- 血圧測定
- 肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）
- 血中脂質検査（中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール）
- 血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c）
- 尿検査（尿糖・尿蛋白）